

令和3年2月19日（金）  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、川田工業株式会社（所在地 富山県南砺市）に対して、指名停止措置を行いました。  
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ  
竹芝記者クラブ

横浜海事記者クラブ  
神奈川建設記者会

問い合わせ先

○総務部契約課長

木村 コウジ

太田 孝二（内線2511）

総務部契約管理官

カミヤマ テルヨシ

上妻 照由（内線5880）

○総務部契約課課長補佐

ナカヤマ ヒロコ

中山 洋子（内線2517）

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151（代）

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
川田工業株式会社	富山県南砺市苗島4760

### 2. 指名停止措置期間

令和3年2月19日から令和3年3月18日まで（1ヵ月）

### 3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者及び当該業者の使用人は、長野県が発注した道路工事において、平成31年2月23日仮索道用鉄塔が倒壊する事故を発生させ、松本労働基準監督署長に遅滞なく報告しなければならないところ、令和元年9月11日に至るまで報告書を提出しなかったとして、労働安全衛生法違反により、令和2年11月25日に松本簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者及び使用人が、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内